講座・催し

災害ボランティア講座「防災プチまち歩き」

目黒区社会福祉協議会では、大きな災害が起きた際、区民、区、関係機関と協力して災害ボランティアセンターを設置・運営します。地域の復旧・復興のためには、皆さんの協力が必要です。日常的に災害や防災について意識し、災害時にはどう行動したらいいかを考えるきっかけとして、まち歩きを開催します。

時 12月5日(土)13:30～16:30
場 中目黒住区センターなど
内 講座の後、中目黒公園周辺を1時間程度歩く(雨天時は室内ワーク)
対 区内在住・在勤・在学者
定 20人(先着)　師 めぐろ防災士会
申 11月16日～30日に、区Web/電話/FAX(災害ボランティア講座と明記の上、住所、氏名〈ふりがな〉、電話番号)

問 先 めぐろボランティア・区民活動センター(☎3714-2534、FAX3714-2530)

お知らせ

「めぐろ在宅ひなんギフト」をお届けします

大きな地震が発生した際、自宅に倒壊や火災などの危険がなければ、引き続き自宅で生活をする「在宅避難」が基本となります。区は、11月上旬から、区民の皆さんの備えを応援するための「めぐろ在宅ひなんギフト」と、新しい防災啓発冊子「目黒防災」などを自宅に郵送します。

対 令和8年6月1日時点で区に住民票があるかた

申し込み方法

付与ポイント(1人3,000ポイント)の範囲内で、カタログ掲載の防災用品を選んでください。
詳細はカタログまたは区Webをご覧ください。
※申し込みは世帯ごと



非常食や保存水、携帯トイレ、ラジオ、モバイルバッテリーなど、さまざまな用品を掲載

申込期限

令和9年1月15日
※申し込みがない場合は、携帯トイレ(1人につき20回分、カタログ掲載のものとは別商品)をお届けします

問 めぐろ在宅ひなんギフトコールセンター(☎0120-716-123、FAX0256-38-1624。9:00～17:00。祝・休日、年末年始を除く)

お知らせ

環境調査の実施結果

区は、環境に関するさまざまな測定調査を行っています。令和7年度に行った調査結果のあらましをお知らせします。
環境調査結果は、区Web、環境保全課(総合庁舎本館6階)、図書館でご覧になれます。

大気汚染

東山中学校に設置した測定室で、大気汚染物質を常時監視しています。
測定結果は、光化学スモッグ濃度を示すオキシダント以外は、環境基準を満たしていました。光化学スモッグ注意報の発令は3回でした。大気汚染物質測定値の1時間ごとの速報値は区Webでご覧になれます。

水質汚濁

目黒川の水質について、汚れの目安となるBOD(生物化学的酸素要求量〈※〉)などを調査しました。
地下水の水質は5地点で調査した結果、1地点でテトラクロロエチレン(有害物質)が環境基準を超過しました。
※水中に存在する水質汚濁物質の量の指標。微生物(細菌)が水中の汚濁物質(有機物)を分解する時に消費する酸素量を示す

自動車騒音・振動

騒音・振動を調査した結果、騒音は、環境基準を超過する地点がありました(下表★印)。振動は、全ての地点で国が定める基準値(要請限度)以下でした。

自動車騒音測定結果　単位:dB(※1)

対象道路	昼間	夜間
環境基準	70	65
国道246号(青葉台3丁目)	★72	★71
国道246号(東山3丁目)	★72	★72
環状6号線(駒場1丁目)	60	57
環状7号線(南2丁目)	68	64
都道環状7号線(柿の木坂2丁目)	★72	★70
補助26号線(目黒本町3丁目)	65	63
自由通り(自由が丘1丁目)	60	58

※1騒音や振動などの強さを示す単位

問 環境保全課公害対策係(☎5722-9384、FAX5722-9401)

お知らせ

国民健康保険の正しい使い方

健康保険が使用できない診療があります。受診した場合、医療費(保険者負担分)を返還していただきますのでご注意ください。

国民健康保険で受けられない診療

- けんかや泥酔などによるけがや病気
- 予防接種、保険診療を伴わない分娩、人間ドック、美容整形、歯列矯正、単なる肩こりや筋肉痛による施術など、けがや病気の治療でないもの
- 仕事中や通勤中のけがや病気(労災保険の適用)　など

第三者行為(交通事故など)によるけがは、届け出が必要です

- 車や自転車による交通事故　● 他人の飼い犬にかまれた時
- 暴力を振るわれた時　など

国民健康保険を使って治療を受ける場合は、国保年金課給付係に連絡の上、届け出をしてください。医療費(保険者負担分)は、加害者負担となるため、国民健康保険(区)が後日加害者に請求します。

問 国保年金課給付係(☎5722-9811、FAX5722-9339)

お知らせ

災害時に自力での避難が困難なかたへ

災害時に自力での避難が困難なかたを、避難行動要支援者といいます。
災害時の安否確認や避難支援を迅速に行うために、避難行動要支援者の名簿を作成し、区と各地域避難所で保管しています。

避難行動要支援者名簿の活用

災害時だけでなく、平常時からの声かけや見守りに活用するため、名簿に登載され、同意をいただいたかたの情報を関係団体へ提供しています。
提供団体　警察署、消防署、民生・児童委員、個人情報保護に関する協定を結んだ町会・自治会

名簿の外部提供同意書を送付します

11月16日から、対象者に制度の案内と名簿情報の外部提供同意書を発送します。同意いただけるかたは、記入の上、返送してください。制度の詳細は、区Webをご覧いただくか、お問い合わせください。

対 これまでに同意書を提出されていない以下のかた

- 介護保険の要介護1～5　● 身体障害者手帳の総合等級1～3級
- 愛の手帳を持っている　● 目黒区ひとりぐらし等高齢者の登録をしている
- 上記には該当しないが、同名簿への登載を希望した

問 健康福祉計画課要配慮者支援係(☎5722-9689、FAX5722-9347)